

# 道路工事施行承認申請（道路法第24条）の手引き（案）

国土交通省 仙台河川国道事務所

古川国道維持出張所

TEL 0229-22-1421

FAX 0229-22-6905

## I. 承認申請時提出書類

承認申請時、次に掲げる書類の提出が必要です。提出部数は申請書のみ1部（複写式のため）とし、その他全て2部添付すること。

### 1. 道路工事施工承認申請書

3枚の複写式となっているので1枚目にのみ記入。（記入例参照）

### 2. 工事仕様書（数量集計表）

工事の種別・細別・数量を記入したもの。ただし金額は省略する。

### 3. 同意書

建築物の建設・排水施設の設置・改築等にあたって、第3者との間に利害関係が生じる場合は、当該第3者の同意書又は他の法令による許可等を必要とする場合は所管行政庁の許可書の写しを添付してください。ただし申請人が土地所有者でない場合は、土地所有者全員の申請に関する同意書を添付すること。

### 4. 確約書・誓約書

承認申請に対し確約又は誓約する事項がある場合添付する。又、道路管理者から確約・誓約事項を受けた場合も併せて添付する。

### 5. 申請理由書

今回の承認申請理由（従来の用途・計画・最大乗入車両等）を添付すること。

### 6. 交通処理計画書

乗入口の設置に伴い、一般交通に支障を生じる恐れがあると考えられる場合は、必要な施設対策を検討するため、交通処理計画書（敷地・店舗等面積・予想される車両交通量・ピーク時交通量・本線交通量等記載したもの）を提出するものとする。

### 7. 添付図面

1) 位置図 S=1:50,000または、S=1:25,000（住宅地図でもかまわない）

2) 現況平面図 S=1:500以上

3) 計画平面図 S=1:500以上（計画線は破線とする）

#### 4) 計画横断図

(1) 横断図 S=1:100以上

(2) 縦断図 S=1:100~1:1,000

5) 構造図 S=1:50以上

6) 建物配置図 S=1:500以上（計画平面図・建築図等に兼ねることが出来る）

7) 施工面積計算 S=1:500以上（三斜法により図面に記入すること）

8) 保安施設設置図（東北地方整備局制定・共通仕様書により計画すること）

※車道規制を行う場合は、地域により夜間施工(21:00~6:00)とする。

9) 公図（写）

### 8. 現況写真

現況写真に計画を赤書きして添付すること。

## II. 承認工事申請基準

### 1. 車両乗入口の承認基準

1) **乗入口は原則として対象施設について1箇所とする。**ただし、出入口を分離する必要がある施設等特別事情のある場合及び特に大型の貨物自動車等が出入りする場合は、道路管理者との協議により2箇所まで承認することが出来る。

車両乗入口と民境界までの離隔は、以下のとおりとする。

○A型通路：原則として5m以上。但し、**出入り口が当該箇所以外に設置不可能な場合等**、やむを得ない場合は1m以上。

○B型通路：2.5m以上

2) 乗入口は原則として次に掲げる箇所には設けないこと。ただし、自家用車等生活上出入りが必要となる通路、その他自動車の出入りの回数が少ない場合等、交通安全上特に支障がないと道路管理者が認めた場合は適用しないものもある。

- (1) 横断歩道（自転車横断帯を含む）の中及び前後5m以内。尚、当該箇所に停止線がある場合は、当該停止線から5m以内。
- (2) トンネル等の前後50m以内の部分。
- (3) バス停留所。ただし停留所を表示する標識又は標識板のみの場合は、その位置から10m以内の部分。
- (4) 地下道・地下鉄の出入口及び横断歩道橋かの昇降口から5m以内の部分。
- (5) 交差点（総幅員7m以上の道路を交差する交差点をいう。停止線も含む）の中及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分。（総幅員7m未満の場合は2m以内）ただし、T字型交差点の突き当たりの部分を除く。
- (6) バス停車帯の部分。
- (7) 橋の部分。
- (8) 道路照明灯等の道路付属物、占有物件（信号機も含む）の移転を必要とする箇所。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設をする場合は除く。

### 2. 乗入口の構造

#### 1) 乗入口の分類

乗入口の分類は申請目的により通行の可能性のある自動車の種類を判断し、下表を適用する。

形式	利用形態
1種	長さ8m以上の車両が出入りする工場、倉庫、ガソリンスタンド、大型店舗、ドライブイン、駐車場など 車両重量6.5t以上
2種	1種及び3種以外の通路
3種	小型自動車のみが出入りする通路 車両重量2t以下

#### 2) 乗入口の形状

乗入口の形状はA型及びB型の2種類とする。ただし取付方法についてはA型を標準とし、特殊な箇所については別途考慮することが出来る。

**一方通行、中央分離帯設置区間及び同設置計画がある区間で通路を2箇所以上設ける場合は、原則としてB型とする。**

#### 3) 乗入口の構造

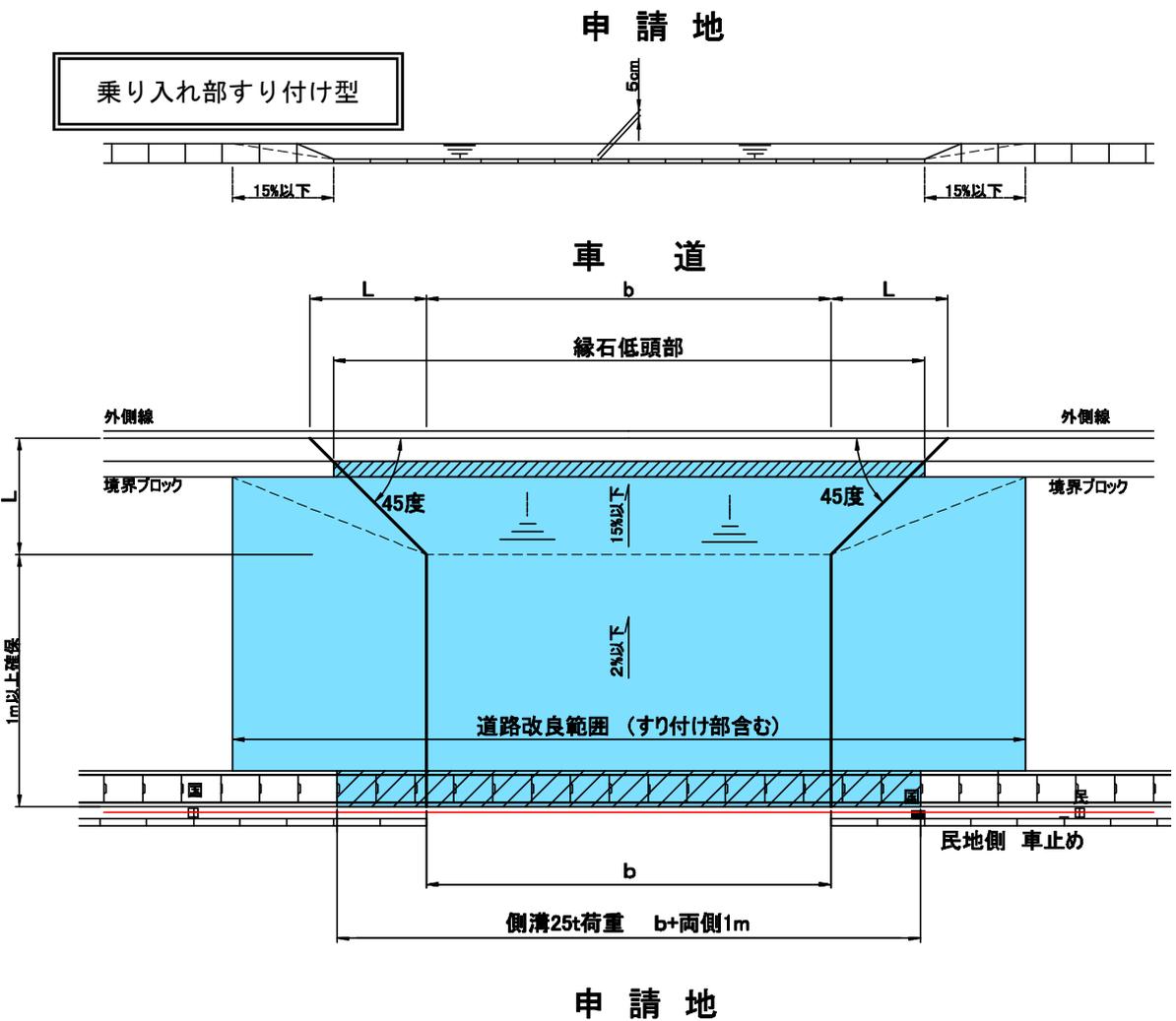
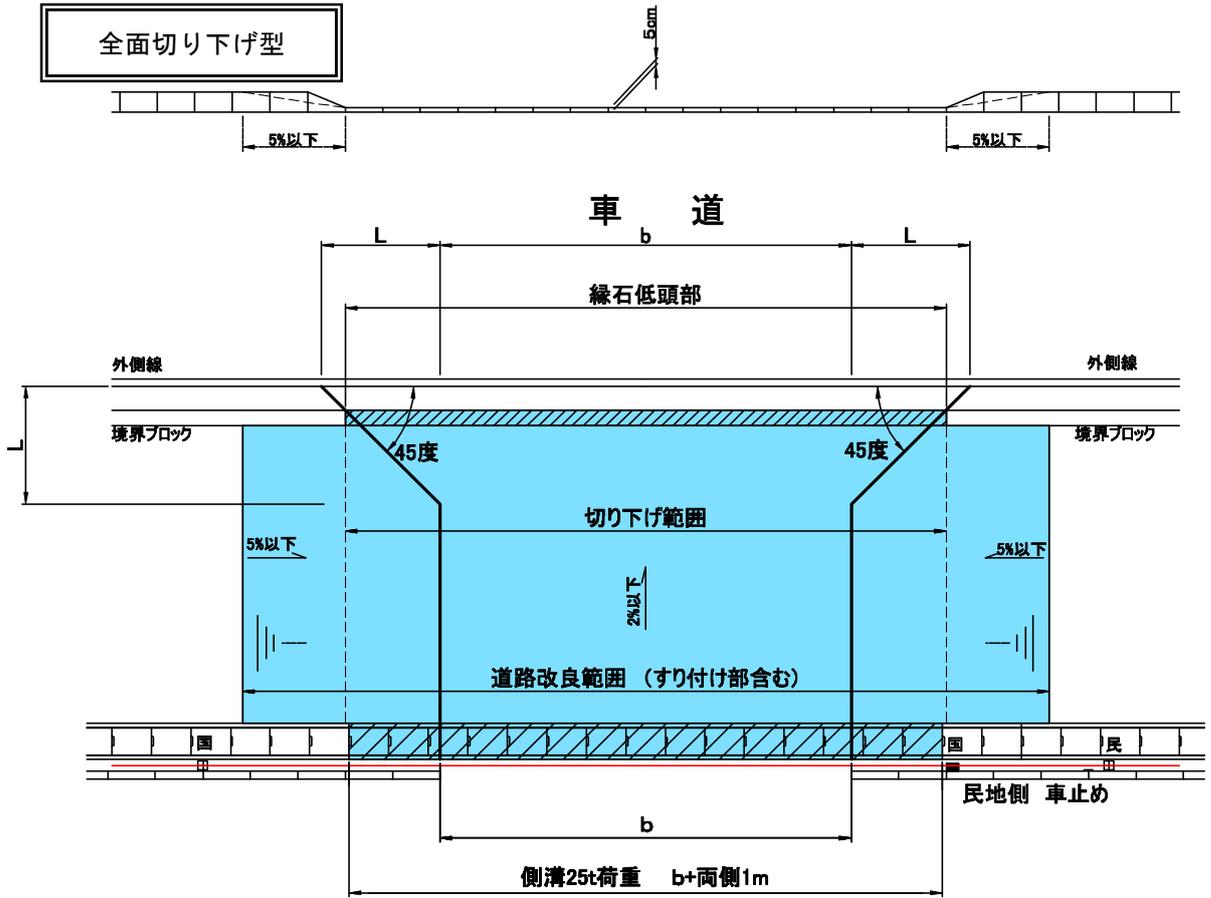
乗入口の通路幅員、舗装構成について下表を適用するものとする。

区分	道路幅員 (b)		すみきり (L) 片側	舗装構成								
	A型	B型		アスファルト舗装			コンクリート舗装		特殊舗装（平板ブロック）			
				表層 細粒度 As 13	基層 粗粒度 As 20	下層路盤 クラッシャーラン 40-0	コンクリート 21N/mm <sup>2</sup>	下層路盤 クラッシャーラン 40-0	インターロッキング ブロック (平板 ブロック)	コンクリート 18N/mm <sup>2</sup>	下層路盤 クラッシャーラン 40-0	
1種	12m 以下	8m 以下	3m 以下	5cm	10cm	30cm	25cm	25cm	8cm	17cm	25cm	
2種	8m 以下	7m 以下	2m 以下	5cm	5cm	25cm	20cm	20cm	8cm	12cm	20cm	
3種	4m 以下	—	1.5m 以下	5cm	—	25cm	15cm	10cm	8cm	7cm	10cm	

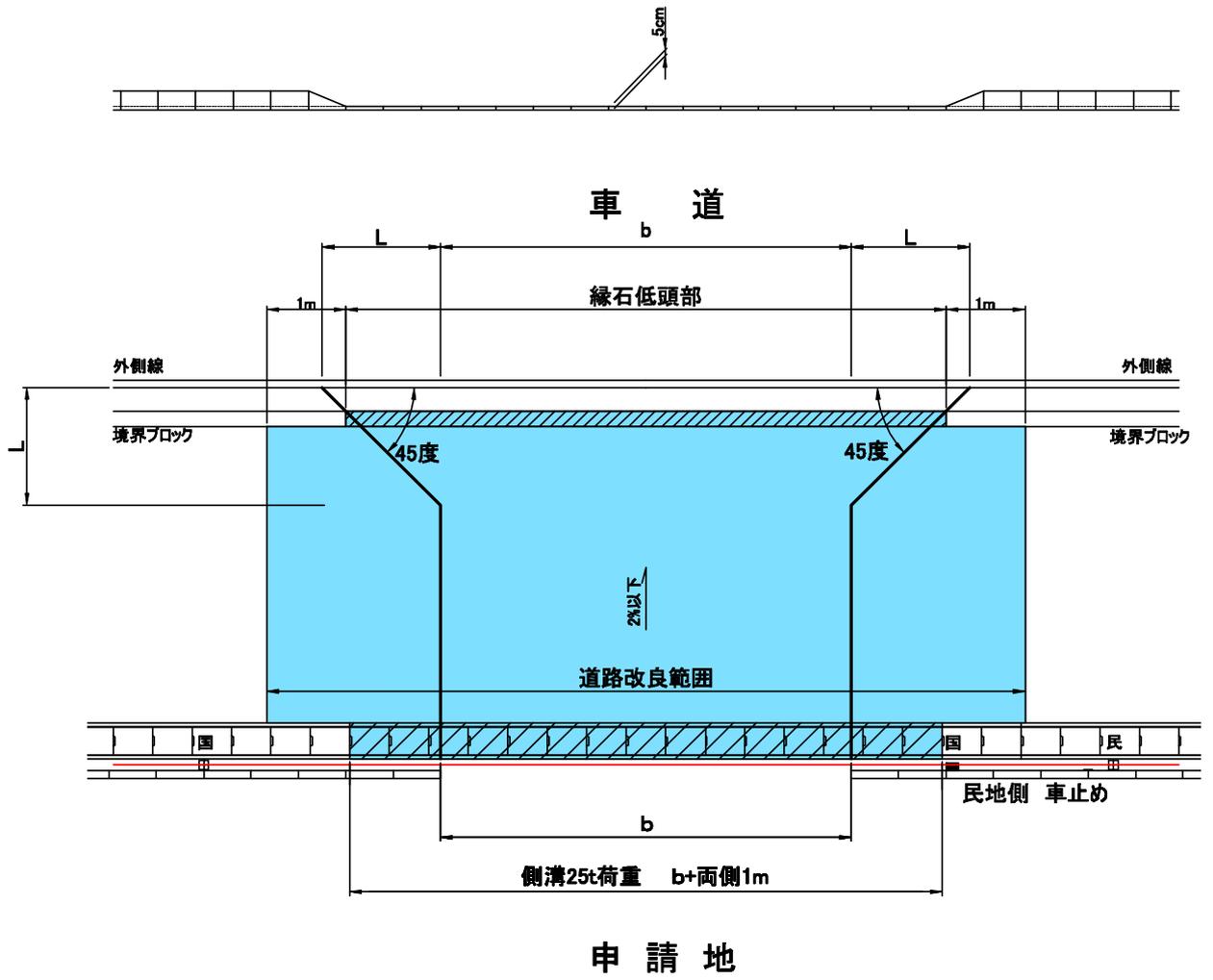
4) 計画平面図

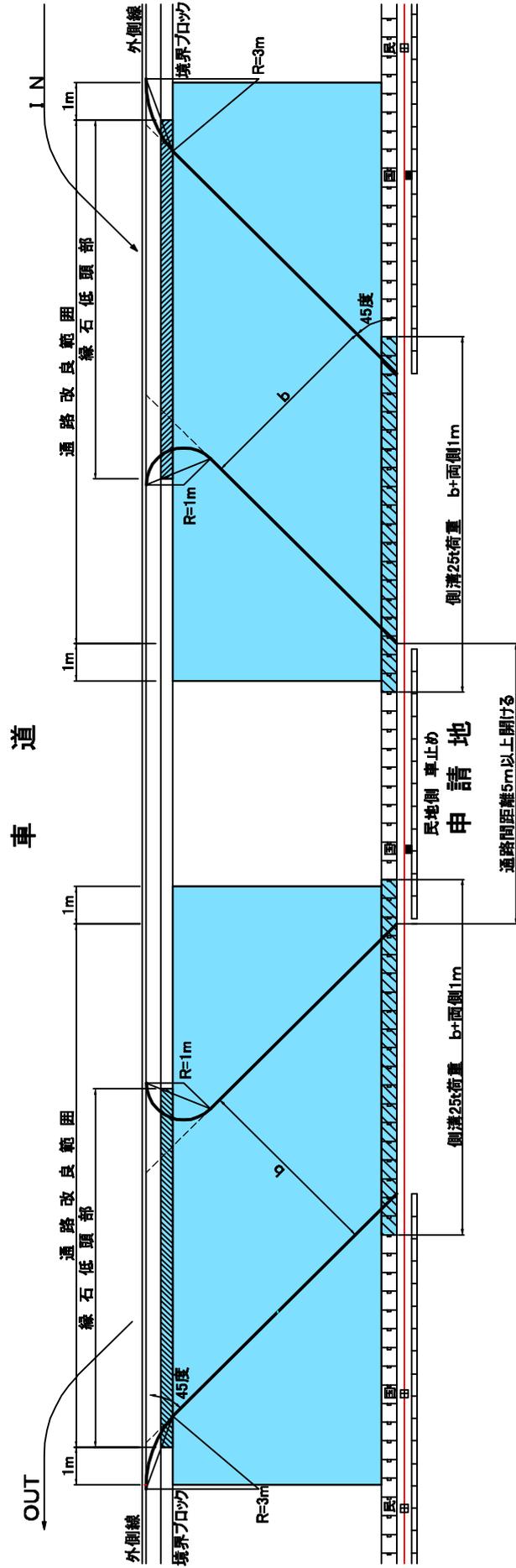
(1) A 型

i) マウンドアップタイプ



ii) フラットタイプ

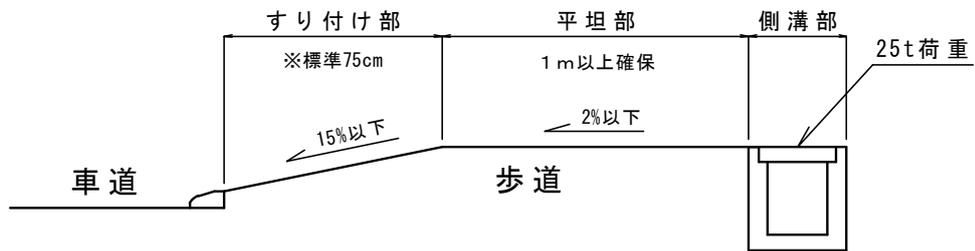




## 5) 計画断面図

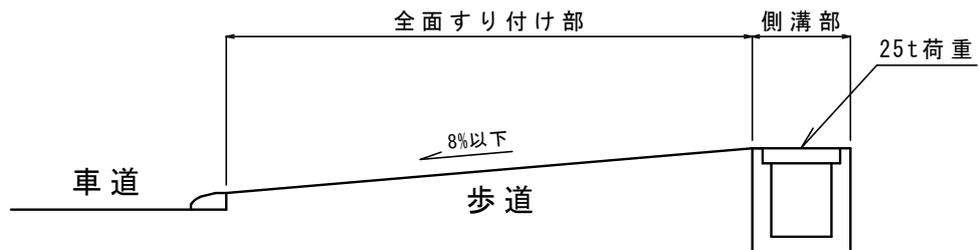
### (1) 断舗装すり付け断面 (マウンドアップタイプ)

通常



※歩道面と車道面との高低差15cm以下の場合は、すり付け部を75cmとする。

歩道幅員が狭い場合



- ・すり付け部の幅は0.75mを標準とし、勾配は15%以下とする。
- ・平坦部は1m以上を標準とする。
- ・歩道幅員が十分な場合には、平坦部は2m以上確保する。
- ・歩道幅員が狭く標準断面勾配がとれない場合は8%以下の勾配で全面すり付けとする。
- ・これらが出来ない場合は担当職員との協議打ち合わせの上、検討すること。

## 3. 乗入口以外の構造

### 1) 排水計画

道路側溝は路面に溜まる雨水のみを受ける構造となっているため、宅内排水を道路側溝に繋げて排水する事は出来ない。事前に排水計画を検討し、計画平面図等に明記する事。

### Ⅲ. 承認申請後提出書類

申請許可が下りた後に必要な場合、個別に提出すること。

#### 1. 道路工事着工届

工事着工前に提出すること（1部）。尚、添付書類として所轄警察署からの「道路使用許可書」の写しと「工事工程表及び工事責任者通知書」を添付すること。押印は要しない。

#### 2. 道路工事完了届

工事完了後に提出すること（1部）。添付書類として、出来形図（平面図・断面図に実測値を朱書き）・各工種の着工前・施工状況・完了の写真を添付すること。又、写真管理として確認シート（チェックシート）で担当者が確認したものを添付すること。

完了届提出後、現地で完了検査を行う。

#### 3. 工事期間変更届

工事において申請時の完了期間に終了しない場合に提出すること。変更理由と変更した完了期間と併せて記入する。ただし、事務手続き上許可までに約2週間程かかるため事前に提出すること。

#### 4. 道路工事取り下げ願い

工事を取り下げる場合には理由等を明記し提出すること。（1部）

#### 5. 現場発生品調書

今回の工事によって不要となった現場発生品で再利用できるものについては、調書の提出と一緒に発生品を返納すること。尚、返納する際当方で数量確認を行う。

### Ⅳ. 標準処理期間

道路法第24条に基づく請願工事の標準処理期間は、3週間以内（申請書類の不備等を補正するために要する期間は含みません）です。なお、先例のない場合など申請の内容によっては3週間超えることもあります。

(申請用)

### 道路工事施行承認申請書

道路管理者  
東北地方整備局長 殿

平成 年 月 日

押印は必ず!

住所・氏名は土地所有者、  
担当者・TEL は申請の担当者  
の名前等を記入

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
担当者 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的	<b>新築工事における車両出入口の設置</b>	
施工場所	路線名	4・108 号 <u>上り</u> <u>歩道</u> 車道・その他 ( )
	場所	<b>施工場所の住所を記入</b>
工事概要	工事種別	施工数量
	<b>歩道工</b> <b>歩車道境界ブロック設置工</b> <b>L型側溝工</b> <b>(別紙参照でも可)</b>	<b>面積及び延長を記入する。</b> <b>(別紙参照でも可)</b>  <b>余裕を持った期間設定を。</b> <b>期間までに終了しない場合、</b> <b>「工期変更届」が必要です。</b>
工事の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	日間
施工方法	直営・請負 施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先	<b>施行业者名を記入する</b>
添付書類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、誓約書 同意書、現況写真、その他 ( )	
備考	添付している書類に○をすること	
<b>記載要領</b> 1. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。(申請者押印) 2. 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記入すること。 3. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。 4. 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。 5. 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その時には工事着手までに報告すること。 6. 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を( )内に記載すること。 ・位置図は1/50,000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す 7. その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。 例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等		